

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可について

2014年6月25日

当社は、原子炉等規制法^{※1}に基づき、2014年4月1日におこなった原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)^{※2}の変更認可申請(2014年5月22日に一部補正申請)について、本日、原子力規制委員会より認可を受けましたので、お知らせします。

今後も保安規定を遵守し、浜岡原子力発電所の適切な運営に努めてまいります。

【主な内容】

1. 組織改定および業務分担の見直しに伴う変更

当社は、2014年7月1日付けで組織改定および業務分担の見直しをおこなう予定です。主な内容としては、保安活動の実施体制について、防災体制の強化を図るため、防災および危機管理に係る業務を一体的かつ効率的に運用できる危機管理部をあらたに設置すること、原子力安全に係る業務をより一層充実させるため、発電所に専門組織を設置すること、および業務をより効率的に実施するための業務分担の見直しです。

保安規定の第1編および第2編の関連条文の変更内容

- ① 保安に関する発電所組織の変更
- ② 発電所組織の一部職位の保安に関する職務の変更
- ③ 発電所組織の一部職位の保安に関する職務の変更に伴う業務移管に係る変更

2. 2号機の使用済燃料搬出完了に伴う変更

2014年2月26日に、2号機から5号機への使用済燃料の搬出が完了しました。

([2014年2月27日](#)お知らせ済み)

使用済燃料の搬出完了に伴い、原子炉施設の保安のために必要な措置に関する法令上の要求事項が適用除外となることなどから、浜岡2号機の保安措置を変更します。

保安規定第1編関連条文の変更内容

- ① 2号機に係る保全区域の解除に伴う保全区域図の変更

保安規定第2編関連条文の変更内容

- ① 使用済燃料に関する条文および記述の削除
- ② 2号機に適用する施設運用管理に係る条文および記述の削除
- ③ 2号機に係る保全区域の解除に伴う条文および保全区域図の削除

◆これまでお知らせした内容

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

([2014年4月1日](#)お知らせ済み)

※1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」といい、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を防止し、公共の安全を図るために必要な規制を行う法律です。

※2 保安規定は、原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転および廃止措置を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、国の認可を受ける規定です。

以上